

北アルプス広域連合 令和3年8月定例会会議録（1日目）

令和3年 8月17日
開会 午前10時00分

- 議長（二條孝夫君） おはようございます。
ただいまから令和3年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。
本日の出席議員は17名であります。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
なお、欠席遅参等については、事務局長に報告をいたさせます。
事務局長。
- 事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。
10番、服部久子議員は体調不良のため、本日の会議を欠席いたします。
以上でございます。
- 議長（二條孝夫君） 続いて、理事者等の欠席遅参等については、事務局長の報告を求めます。
事務局長。
- 事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。
連合長、副連合長、監査委員は全員出席しております。
以上でございます。
- 議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（二條孝夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により議長において、
6番宮田一男議員、7番岡秀子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（二條孝夫君） 次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。
本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る8月5日に議会運営委員会を開催願
い、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。
議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北村利幸君）登壇〕

- 議会運営委員長（北村利幸君） おはようございます。
去る8月5日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議をして
おりますので、審議の概要についてご報告いたします。
本定例会の会期は本日8月17日と、明日18日の2日間であります。
本定例会に付議されております案件は、決算案件6件、事件案件1件、予算案件6件の計
13件でございます。
決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、
質疑を行います。
各議案につきましては、委員会に付託し、審査を経て、委員長報告、質疑、討論を行い、採
決を行うことといたします。

また、2日目の本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。

審議の概要は以上であります。

よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日8月17日と、明日8月18日の2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日と明日の2日間と決定いたしました。

日程第3 広域連合長のあいさつ

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

本日ここに、令和3年広域連合議会8月定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、1都1府4県に緊急事態宣言が、更には、1道1府11県にまん延防止等重点措置が発令されるなど、依然として新型コロナウイルスの終息が見通せる状況にはなく、また、県内でも感染が急激に拡大しております。こうした事態を受け、去る12日、県と市町村、医療、経済、労働団体等が参画して、「新型コロナウイルスデルタ株と闘う県民共同宣言」を発出し、県民の皆様に対し、感染拡大と重症化を抑えることを幅広く要請するとともに、お盆中の感染防止対策に今まで以上に取り組んでいただくよう呼びかけました。

当圏域におきましても、警戒レベルがレベル4に引き上げられ、夏休み期間の旅行や帰省など、人々の交流がいつそう活発になる中、地域住民の皆様に対し、3密を避け、外出時のマスク着用やこまめな手洗いを励行するなど、基本的な感染予防対策を更に徹底するとともに、来訪や帰省を予定される方々には、発熱など健康に不安がある場合は、行動を控えるよう広報、周知に努めております。

併せて、感染者や家族、医療従事者への偏見や差別を絶対にしないよう、また、SNSなどへの根拠のない不確かな書込みをしないよう、広く呼びかけてまいります。

次に、地方行政を巡る動きについて申し上げます。

国におきましては、昨年6月、第32次地方制度調査会が、2040年頃に顕在化すると見込まれる人口構造等の変化やリスクに関し答申したことを受け、令和3年度版地方財政白書におきまして、答申で指摘された人口構造の変化等に対し、的確に対応しつつ、行政サービスを持続的に提供していくため、地方公共団体間の多様な広域連携を推進するとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大と、それに伴う社会のデジタル化の流れを受け、地方創生に係る国の主要な政策として、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが明確に言及されるようになっており、また、人と人との接触機会を減らす観点からも、テレワークの積極的な活用が呼びかけられております。

更に、総務省が今年4日発表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によりますと、首都圏1都3県の人口の伸び率は、昨年の0.37パーセントから、本年は0.07パーセントに縮小するなど、伸び率が大きく鈍化していることが発表されました。国ではこの要因を、テレワークの普及に伴い移住者が増加したためと分析しており、ウイルス感染拡大の影響を受け、日本人の生活スタイルに変化が起きつつあることが明確になっております。

このような状況を背景に、昨年度の北アルプス連携自立圏事業におきましては、移住セミナーや地方の魅力を発信するセミナー等を、オンラインを活用して開催するなど、ウイルス感染症による影響を受けながらも、他地域との交流を積極的に進め、移住者の増加に結びつけております。

広域連合といたしましても、こうした時代の流れを的確にとらえ、都市部住民の要望と当圏域の豊かな自然環境をマッチングさせ、活力ある地域づくりを推進するとともに、将来に向け安心して住み続けることができる圏域を実現することを目指し、着実に取組みを進めてまいります。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

本年度着手しております白馬山麓清掃センター解体撤去工事につきましては、現在、内部の洗浄を終え、本格的な解体作業に向けて、準備を進めております。

また、リサイクルプラザの実施設計では、施設の規模や配置の大枠が固まってきており、今後、円滑に事業が執行できますよう進捗を図ってまいります。

北アルプスエコパークは、平成30年8月に本稼働して3年が経過しました。令和2年度における可燃ごみの搬入量は、大町市7,123トン、白馬村2,385トン、小谷村668トン、合計1万176トンとなり、前年度比1,084トン、9.6パーセントの減で、1日当りの焼却量は、32.5トンとなりました。また、資源物などにつきましては、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク及び、本年4月から稼働しました白馬リサイクルセンターで適正に処理されております。

今後も引き続き、循環型社会の形成に寄与するため、安全かつ円滑な施設の運営に努め、3市村との連携の下、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ってまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況は、本年1月から6月末までに15件発生し、そのうち建物火災は5件で、死者が1名、負傷者は3名となっております。その他の火災は、たき火の延焼等によるもので、出火件数は前年同期と同数となっております。引き続き、市町村消防団をはじめ関係機関との連携により、火災予防の啓発を図り、住民の安心、安全の確保に努めてまいります。

救急出動につきましては、1,462件で、前年同期と比べ13件の減となっております。この夏は、昨年より16日早い先月16日に関東甲信地方の梅雨明けが発表されて以降、当圏域におきましても、最高気温が30度を上回る日が続いており、熱中症関連の出動が増加しております。今後もしばらくは高温状態が残ると見込まれますことから、熱中症予防について、市町村等と連携していっそう注意喚起に努めますほか、救急車が到着するまでの間の応急救護措置の普及を図ってまいります。

また、救急搬送における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、6月中に、隊員のワクチン接種が完了してはおりますが、引き続き、感染防護装備の装着や救急車の入念な消毒などにより、感染防止の徹底に努めてまいります。

先月3日に発生しました、静岡県熱海市土石流災害に伴う当消防本部の応援活動につきましては、被災者救出のため消防組織法に基づく総務省消防庁の要請により、緊急消防援助隊長野県大隊として、12日から20日までの9日間、延べ20名の隊員を現地に派遣し、行方不明者の捜索活動を実施いたしました。

これから台風の発生が本格化する季節を迎え、当広域消防本部としましても、市町村消防団をはじめ、関係機関といっそう連携を密にし、災害への万全の備えの下、住民の安全確保に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

令和2年度における虹の家の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数は令和元年度と比較しますと、862人と大きく減少いたしました。

これを受け、円滑な利用の促進に積極的に取り組んだ結果、本年度4月から6月までの施設入所者につきましては、昨年同時期より265人多い、4,142人の方にご利用いただき、1日平均利用者は、45.5人となっております。また、通所利用者につきましても、昨年同時期を34人上回る1,333人の利用状況となっております。

虹の家の大規模改修工事につきましては、本年度は、防火シャッターと照明設備の改修及び、特殊浴槽の更新を実施しており、5月に入札を行い、来月末の完成に向けて事業を進めております。

当圏域内での新型コロナウイルスによる感染状況は、これまで比較的小康状態を維持しておりましたが、最近連続して感染が確認されており、引き続き、施設利用者と職員の感染予防に努め、介護やリハビリテーション機能の充実に取り組み、安全で安心してご利用いただける施設を目指すとともに、収益の確保を図り、健全な運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

本年4月より、第8期介護保険事業計画がスタートしました。今期の計画では、総人口や現役世代人口の減少に伴い、介護ニーズの高い高齢者が増加する中で、世代を超えて、ともに支え合う地域づくりを推進するため、9つの重点施策を定めております。

まず、介護予防の推進や生活支援体制の構築、介護人材等の確保では、市町村、地域包括支援センターや、生活圏域ごとに配置しております「生活支援コーディネーター」等と連携して、地域の介護予防の推進や支え合い活動の把握、創出などに取り組み、介護基盤の構築に努めてまいりました。第8期計画期間におきましても、「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議会」において、それぞれの地域課題等を集約し、高齢者の社会参加の場や新たな生活支援サービスの創出に積極的に取り組んでまいります。

また、生活支援サービス従事者等の養成研修を開催し、地域における介護の担い手育成に努めるとともに、地域活動との人材のマッチングを図り、高齢者個々人の特性や希望に応じた就労活動を支援し、地域の支え合い活動に結び付くよう努めてまいります。

次に、在宅医療・介護の推進につきましては、北アルプス連携自立圏協約に基づき、平成31年3月より、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療・介護従事者等からの相談受付や同行訪問を実施しておりますほか、医療関係機関等との共催による研修会を開催し、在宅医療の理解に繋がる取組みを進めております。本年4月からは、北アルプス広域消防や医療機関と連携して、緊急時に救急隊や医療機関において、医療・介護にかかる本人の意思

や情報を確認することにより、適切かつ迅速な処置に繋げることを目的として、救急医療情報を保管するキットを作成し、市町村、地域包括支援センターの協力の下、一人暮らし高齢者等への配布を開始いたしました。

また、介護サービス基盤の整備につきましては、第8期事業計画の令和5年度の事業に位置付けております。認知症対応型共同生活介護事業所を管内に1か所、また、小規模多機能型居宅介護事業所を北部地域に1か所整備する事業者について、公募の受付を今月2日より開始したところでございます。

第8期介護保険事業計画を着実に推進することにより、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる体制づくりと、介護保険の安定的な運営に力を尽してまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

小児科・内科急病センターにつきましては、新型コロナウイルスの感染に対し、施設における感染防止対策に万全を期すことが困難であるため、本年度も休診を継続しております。

今後のあり方につきましては、大北医師会をはじめ、市立大町総合病院、北アルプス医療センターあづみ病院、大町保健福祉事務所及び5市町村の担当課長で構成する運営協議会を開催し、協議を進めることといたします。圏域住民の皆様には、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者は定員50人に対し、49人が入所しており、また、ひだまりの家におきましては、入所定員の9人にご利用いただいております。

鹿島荘及びひだまりの家の両施設におけるウイルス感染症対策につきましては、それぞれの施設内において、入所者、職員ともに6月中旬に2回目のワクチン接種を終了いたしました。引き続き、手指消毒等の基礎的な対策を徹底するほか、当分の間、特別の事情がない限り、全面的な面会制限を継続してまいります。また、外出につきましても、医療機関の受診やデイサービスの利用などの場合に限定し、感染対策を徹底しております。

例年8月には、近隣地域の皆様との交流を目的とした、鹿島荘納涼祭とひだまりの家地域交流会を開催してまいりましたが、昨年度同様、本年度もともに中止することとし、これに代わる行事として、夏祭りに因んだレクリエーションを開催いたしました。入所者やご家族の皆様にはご不便をおかけしておりますが、安心して安全のうちに日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、決算案件6件、事件案件1件、予算案件6件の合計13件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決」を行います。

議案第21号から議案第26号までの6議案は、いずれも令和2年度の各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りいたします。

議案第21号から議案第26号までの6議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よってそのように取り扱ってまいります。

それでは議案第21号から議案第26号までの6議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました、議案第21号から議案第26号までの6会計の歳入歳出決算につきまして、順次ご説明を申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております、主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと存じます。

最初に、議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果は、1ページからとなっております。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

歳入3ページ、収入済額の最下段、決算額は、22億6,809万2,193円で、前年度比30.1パーセントの増でございます。

続いて4ページ、5ページをご覧ください。

歳出5ページ、支出済額の最下段、決算額は、22億2,201万7,053円で、前年度比33.7パーセントの増となっております。

決算額が大きく増加した主な要因は、白馬リサイクルセンター建設工事と、災害対応特殊はしご付自動車の購入によるものでございます。

その結果、6ページでございますが、歳入歳出差引残額は、4,607万5,140円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

8ページからの歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款1項1目1、市町村負担金17億3,124万8,000円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費などに伴う負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2項2目2、衛生手数料7,753万4,900円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入によるごみ焼却手数料でございます。

款3項1目1、循環型社会形成推進交付金、1億952万7,000円は、白馬リサイクルセンター造成及び建設工事等に関わる補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。

款3項2目1、及び款4項2目1の低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の介護保険料軽減に関わる国庫及び県負担金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款8項1目1、節4衛生費雑入485万6,693円の主なものは、落雷事故に伴う建物共済金とペットボトル有償拠出金などの資源物の売払い収入でございます。

款9項1目2、消防債2億410万円は、緊急防災減災事業債で、災害対応特殊はしご付き自動車更新にあてた起債でございます。

14ページ、15ページの歳出をご説明いたします。

款1議会費は、議会定例会4回と臨時会2回の開催に伴う費用でございます。

款2総務費では、項1目1、一般管理費8,873万7,508円の主なものは、職員5名と、派遣職員4名分の人件費と事務費用でございます。

16、17ページをご覧ください。

目2、財産管理費の主なものは、北アルプス市町村会館の維持管理に関わる費用でございます。

目3、情報化推進費8,081万1,900円は、市町村と広域連合が共同利用する基幹系システムほか5つのシステムに関わる費用であり、節13使用料及び賃借料では、サーバー等へのシステム機器リース料が主なものでございます。

ページ下段から18、19ページをご覧ください。

目4企画費は、北アルプス連携自立圏合同調査研究事業として、先進施策の視察を実施した費用でございます。

款3項1目1、入所判定委員会費は、年2回開催されました、老人ホーム等入所判定委員2名分の報酬、費用弁償が主なものでございます。

目2、障害支援区分認定審査会費135万8,180円は、主に、審査会委員5名の報酬、費用弁償等であり、年12回開催し、88件の審査判定を行っております。

目3、低所得者保険料軽減事業費7,460万5,498円は、節27繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を介護保険事業特別会計へ繰り出したものであり、軽減対象者は6,328名でございました。

款4項1目1、葬祭場費では、指定管理者による運営の2期、3年度目でございました。人体560体、動物357体の火葬業務に関わる費用と、節14工事請負費では、炉圧ダンパー、火葬炉バーナー周り機器取替え等の修繕工事が主なものでございます。

ページ最下段から20ページ、21ページをご覧ください。

目2、ごみ処理広域化推進費3億7,760万1,998円の主なものは、節1から節4では、職員1名と会計年度任用職員1名分の人件費、節12委託料では、白馬リサイクルセンター建設工事施工管理業務、白馬山麓清掃センター解体撤去工事等調査業務、白馬リサイクルプラザ基本設計業務等でございます。節14工事請負費3億2,586万4,000円は、白馬リサイクルセンター造成及び建設工事が主なものでございます。

目3、廃棄物処理費3億3,089万157円の主なものは、節1から節4では、職員2名と会計年度任用職員2名分の人件費、節10需用費では、プラント薬品代等の消耗品費、燃料費及び電気代等の光熱水費、節12委託料2億1,149万9,450円の主なものは、施設維持管理業務、一般廃棄物受入運搬業務及び排ガス等の測定業務の委託料でございます。

22、23ページをご覧ください。

目4、リサイクル推進費5,935万6,210円の主なものは、節1から節4では、会計年度任用職員8名分の人件費、節12委託料3,133万5,643円は、資源物受入業務委託のほか、資源物の運搬処理に関わる資源物処理費用、節17備品購入費181万8,640円は、白馬リサイクルセンターの軽トラックと大町リサイクルパークの資源物用リフトテーブルの購入が主なものでございます。

項2目1、保健衛生費3,666万1,790円は、節12委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へそれぞれ委託して実施したものでございます。

24、25ページをご覧ください。

節18負担金補助及び交付金では、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、二次救急と

して重症救急患者の医療を確保するため、輪番制で行っていただいております市立大町総合病院と北アルプス医療センターあづみ病院への運営事業補助でございます。

款5、消防費10億1,629万6,419円の主なものは、節1から節4では、職員93名と会計年度任用職員5名分の人件費、節12委託料では、消防救急デジタル無線設備及び高機能指令システム設備の保守点検業務委託等、節17備品購入費2億1,182万4,143円では、災害対応特殊はしご付自動車更新が主なものでございます。

26、27ページをご覧ください。

款6、土木費3,285万666円の主なものは、節1から節4では、職員3名と会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

28、29ページをご覧ください。

款7、公債費9,645万1,452円は、消防施設整備事業などの広域連合債8件分の元金と利子の償還金でございます。

以上款項目別に主な内容を申し上げます。

31ページは、実質収支に関する調書、32、33ページは財産に関する調書。

34、35ページは、財源内訳等の決算資料、36、37ページは、連合債一覧表、38ページは、市町村負担金の集計でございます。

一般会計決算の説明は以上でございます。

続いて、議案第22号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書では39ページから、主要な施策の成果は18ページからとなっております。

決算書40、41ページをご覧ください。

歳入41ページ、収入済額の最下段、決算額は559万8,885円で、前年度比26.9パーセントの減でございます。

42、43ページをご覧ください。

歳出43ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は50万6,000円で、前年度比79.8パーセントの減となっております。

歳出が大きく減額となりました理由は、活動事業費において、ふるさと市町村圏事業補助金の支出を予定しておりました市町村の地域振興イベントが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべて中止となったため、補助金支出がなかったことに伴うものでございます。

その結果44ページでございますが、歳入歳出差引残額は509万2,885円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

46、47ページの歳入をご覧ください。

款1、財産収入43万8,317円は、ふるさと市町村圏基金の定期預金の利子収入でございます。なお、令和2年度末での基金残高は5億4,640万円となっており、増減はございません。

款2、繰越金は前年度からの繰越金でございます。

48、49ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、活動事業費50万6,000円は、ふるさと市町村圏基金の利息を財源とした地域振興を推進する事業費で、節10需用費の広域広報誌「北アルプス游・交・学」を年2回発行した印刷製本費でございます。

51ページは、実質収支に関する調書、52ページは財産に関する調書でございます。

ふるさと市町村圏事業特別会計の説明については以上でございます。

続きまして、議案第23号「令和2年度介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明をいたします。

決算書は53ページから、主要な施策は22ページからでございます。

決算書54、55ページをご覧ください。

歳入55ページ、収入済額の最下段、決算額は2億7,616万5,837円で、前年度比4.3パーセントの増でございます。

56、57ページをご覧ください。

歳出57ページ、支出済額最下段、決算額は2億7,253万1,804円で、前年度比5.1パーセントの増となりました。

その結果、58ページになりますけれども、歳入歳出差引残額は363万4,033円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

歳入決算が増額となった理由は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、県から交付された交付金283万9,000円と、基金からの繰入金が昨年度と比較いたしまして、1,390万ほど増額となったことが主な理由でございます。

歳出決算が増額となりました理由は、大町病院への管理委託料について、作業療法士を1名増員したことにより増額となったこと、また、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、感染防護服の購入やマスク、消毒液等の購入が増えたことなどによります。

決算書60、61ページをご覧ください。

歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款1項1目1、入所療養介護費収入は1億1,813万6,481円となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年度と比較しますと、利用者は730名減少しました。

同様に、項2目1、短期入所療養介護費収入につきましても、2,338万4,909円となり、利用者は132名減少しております。

項2目2、通所リハビリテーション費収入は4,480万6,429円となりました。

入所系の利用者が減少したことから、通所系の利用者確保に努めた結果、昨年度を228名上回る結果となりました。

項3目1、施設利用料収入につきましても、利用者のサービス利用に関わる負担金として2割3割負担の方の利用が多かったことなどの理由から、昨年度を上回る5,437万3,997円となりました。

項4目1、特定入所者介護サービス費収入では、入所利用者の減少に伴い、昨年度を下回る466万1,518円となりました。

62、63ページをご覧ください。

款2項1目1、繰越金は、令和元年度からの繰越金でございます。

款3、諸収入は主治医意見書作成手数料やインフルエンザ予防接種、個人負担等でございます。

款4、財産収入は、虹の家事業基金積立金の利子収入と送迎用車両の売り払い収入でございます。

款5項1目1、寄付金は、大北事業組合からの寄付金収入でございます。

款6、繰入金は、虹の家事業基金からの繰入となっております。

64、65ページをご覧ください。

款7項1、県補助金は、新型コロナウイルス感染予防のため、県より交付された補助金となっております。

続いて66、67ページをご覧ください。

歳出についてご説明を申し上げます。

款1項1目1、介護老人保健施設事業費では、節2給料から節4共済費は、虹の家の職員12名分の人件費、節10事業費では、施設内の消耗品及び光熱水費、施設利用者の給食材料費、介護用品及び薬品等の購入費用でございます。なお、施設消耗品につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、例年と比較いたしまして、マスクや消毒液などを多く購入したことや、感染防護服などを購入したことなどから、前年度と比較いたしますと、90万円ほど増加しております。

節11役務費は、通信運搬費と寝具等のクリーニング代、節12委託料では、施設の管理運営業務と給食業務に関わる委託料、施設の清掃、ごみ収集等に関わる委託料、それから、令和3年度実施分の施設大規模改修に関わる実施設計業務の委託料が主なものでございます。節13使用料及び賃借料の主なものは、寝具等のリース料と、複写費等の使用料でございます。節17備品購入費は、虹の家利用者送迎用の車両1台の購入が主なものでございます。

68、69ページをご覧ください。

節18負担金補助及び交付金は、関係団体等への負担金、節21補償補填及び賠償金は、施設入所者の施設内でのけが等に伴う賠償金、節22償還金利子及び割引料は、施設利用料の過年度精算に伴う還付金、節24積立金は、虹の家事業基金への利子積み立てでございます。

71ページは実質収支に関する調書、72、73ページは財産に関する調書、74ページは財源内訳等の決算資料でございます。

介護老人保健施設事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続いて、議案第24号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は76ページから、主要な施策の成果は26ページからでございます。

決算書の76、77ページをご覧ください。

歳入77ページの収入済額の最下段、決算額は70億687万3,346円で、前年度比0.3パーセントの減でございます。

78、79ページをご覧ください。

歳出79ページの支出済額の最下段、決算額は69億8,387万2,622円で、前年度比0.3パーセントの減となっております。

その結果80ページの歳入歳出差引残額は2,300万724円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

82、83ページをご覧ください。

歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款1項1目1、第1号被保険者保険料の収入済額は13億7,093万647円であり、前年度比1.1パーセントの減となりました。

これは、低所得者に対する保険料軽減が拡充されたことにより、国、県、市町村の公費負担分が増え、第1号被保険者の負担分が減ったことによるものでございます。

また、保険料の不納欠損額388万8,605円は、被保険者の死亡等によるもので、構成市町村の調査に基づき、不納欠損処分をいたしました。

款2項1目1、市町村負担金9億9,732万4,000円は、保険給付費の法定分と総務費などの運営費でございます。

款4、国庫支出金16億8,206万1,593円のうち、項1目1、介護給付費負担金11億926万50円は、保険給付費の法定負担分でございます。

84、85ページをご覧ください。

目6、保険者努力支援交付金、及び目7、保険者機能強化推進交付金は、介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や、高齢者の自立支援、介護予防等を通じた給付の適正に向けた取り組みへの評価として交付された補助金でございます。

目8、介護保険災害臨時特例補助金122万6,000円及び、目9、特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少した被保険者の保険料減免措置に関わる補助金であり、対象者は35名となっております。

款5、支払基金交付金17億5,427万3,393円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。

85ページ最下段から86、87ページをご覧ください。

款6、県支出金9億8,985万7,377円のうち、項1目1、介護給付費負担金9億2,721万8,755円は、保険給付費の法定負担分でございます。

項2目1、介護保険事業費補助金131万2,000円は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する補助であり、対象者は97名となっております。

款8項1目1、低所得者保険料軽減繰入金7,460万5,498円は、低所得者の保険料負担軽減のための公費負担分について、一般会計から繰り入れたものでございます。

92、93ページをご覧ください。

歳出についてご説明をいたします。

款1項1目1、一般管理費7,884万3,289円の主なものは、職員6名分の人件費、節12委託料では、介護保険ソフト保守業務委託、社会保障・税番号制度システム整備事業委託などでございます。

項2、徴収費483万3,862円の主なものは、保険料徴収のための郵送料などでございます。

項3目1、介護認定審査会費1,188万2,315円の主なものは、節1の報酬であり、有識者25名が認定審査会を年間86回開催し、2,591件の判定を行いました。

94、95ページをご覧ください。

目2、認定調査等費2,733万5,170円の主なものは、節1報酬では、要介護認定調査を行う会計年度任用職員6名分の報酬、節11の役務費では、主治医意見書作成手数料でございます。

項4目1、趣旨普及費94万8,141円の主なものは、節10需要費の介護保険広報誌「井戸端かいご」の印刷費用でございます。

項5目1、計画策定委員会費160万7,340円の主なものは、節1報酬では、第8期介護保険事業計画作成委員会の委員報酬、節10需要費では、介護保険事業計画書の印刷費用でございます。

項6、保健福祉事業費1,395万7,917円の主なものは、社会福祉法人等への低所得利用者に対する利用者負担軽減等の補助金でございます。

96、97ページをご覧ください。

款2、保険給付費は総額63億1,232万2,094円となりました。

項1、介護サービス等諸費57億9,996万9,323円は、要介護1から要介護5の方が利用された居宅及び施設介護サービスに対する給付費で、2.4パーセントの増となりました。

98ページ、99ページをご覧ください。

項2、介護予防サービス等諸費1億1,811万5,644円は、要支援1及び2の方が利用された介護予防サービス給付費で、3.2パーセントの減でございます。

100ページ、101ページをご覧ください。

項4、高額介護サービス等費1億2,494万1,979円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付であり、項5、高額医療合算介護サービス等費2,126万6,243円は、介護保険と医療保険の利用者負担が、高額介護サービス等費を控除してもなお一定額を超えた場合に対する給付でございます。

102、103ページをご覧ください。

項6、特定入所者介護サービス等費2億4,230万6,161円は、食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。

款3項1目1、給付準備基金積立金8,091万7,000円の主なものは、第1号被保険者の保険料4,617万円余であり、そのほかに国庫負担金、県費負担金、支払基金交付金等について、過大に交付となったものを積み立てするもので、翌年度に精算を行います。

款4、地域支援事業費3億6,927万9,396円は、要介護状態へ移行しないために行う介護予防、総合相談及び認知症対策、権利擁護等の事業を主に構成市町村へ委託して実施するもの、及び介護予防日常生活支援総合事業の実施に関わる費用でございます。

106、107ページをご覧ください。

款5項1目2、償還金8,062万7,018円は、令和元年度において過大に交付された国庫負担金、支払基金交付金等の償還金となっております。

111ページは実質収支に関する調書、112ページは財産に関する調書、113ページは財源内訳等の決算資料でございます。

介護保険事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続いて、議案第25号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算書は115ページから、主要な施策の成果は38ページからでございます。

決算書116、117ページをご覧ください。

歳入117ページ、収入済額の最下段、歳入の決算額は507万4,850円で、前年度比70.8パーセントの減となっております。

118、119ページをご覧ください。

歳出119ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は417万9,001円で、前年度比73.4パーセントの減となっております。

歳入歳出の減少については、新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期すことが困難であるため、平日夜間小児科内科急病センターを令和2年4月20日から休診しましたことから、昨年度の診療日数は16日、患者数は2名にとどまりました。

その結果、120ページの歳入歳出差引残額は89万5,849円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

122、123ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款1項1目1、衛生使用料1万1,138円は、診療日数16日、患者2名の診察使用料であり、前年度比99.9パーセントの減、平均患者数は1日当たり0.125人となりました。

款2項1目1、市町村負担金は329万1,000円で、センター運営のための負担金でございます。

款5、県支出金7万8000円は、小児初期救急医療体制整備事業補助金でございます。

124、125ページの歳出をご覧ください。

款1、総務費のうち主なものは、節1報酬では、実働延べ16名の医師及び会計年度任用職員の報酬、節8旅費は、医師及び会計年度任用職員の旅費及び費用弁償、節11役務費は、電話料等の通信運搬費でございます。

127ページは実質収支に関する調書、128ページは財産に関する調書と財源内訳等の決算資料でございます。

平日夜間救急医療事業特別会計決算の説明は以上でございます。

続いて議案第26号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計の歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算書では129ページから、主要な施策の成果は40ページからでございます。

決算書131ページをご覧ください。

収入済額の最下段、決算額は2億1,347万4,758円で前年比0.8パーセントの減となりました。

続いて歳出133ページをご覧ください。

133ページ、支出済額の最下段、歳出決算額は1億8,951万3,519円で、前年比2.0パーセントの減となりました。

その結果、134ページになりますが、歳入歳出差引残額は2,396万1,239円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

136、137ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款1項1目1、鹿島荘負担金1億5,486万3,775円は、市町村からの鹿島荘運営費負担金、改築事業費負担金、また鹿島荘の事業収入となります生活短期宿泊事業及び老人保護措置費負担金であり、生活短期宿泊事業の延べ利用者は1,128人で行いました。

款2項1目1、ひだまりの家収入2,461万1,052円は、ひだまりの家利用者9名分の介護保険給付費収入。

目2、ひだまりの家施設利用収入1,133万7,997円は、介護保険利用者負担分のほか、入所者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費でございます。

款4項1目1、鹿島荘繰越金1,765万2,710円は、鹿島荘分の令和元年度からの繰越金で、目2、ひだまりの家繰越金418万9,661円は、ひだまりの家分の繰越金でございます。

140、141ページをご覧ください。

歳出についてご説明を申し上げます。

款1項1目1、管理費1億964万1,040円の主なものは、職員9名分の人件費と、会計年度任用職員11名分の報酬、節12委託料の清掃業務委託などでございます。

目2、生活費2,961万7,663円は、措置入所者50名と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に関わる費用でございます。主なものは節10需用費では、介護が必要な入所者の

おむつ等の消耗品費、燃料費の灯油代、光熱水費や賄材料費でございます。

142、143ページをご覧ください。

節13使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料で、通信カラオケの転倒防止体操、口腔機能向上体操のシステムを活用し、入所者の能力維持向上を図るものでございます。

節19扶助費は、入院患者の日用品のほか、介護サービス利用に伴う費用でございます。

項2目1、ひだまりの家管理費3,550万4,072円で、職員1名と会計年度任用職員10名分の人件費が主なものでございます。その他入所者9名分の日常生活費、施設の維持管理費用で、主なものは、節10需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

節24積立金は、ひだまりの家事業基金に積み立てるものであります。これにより、ひだまりの家事業基金の決算年度末現在高は2,425万1,000円となりました。

款2項1、鹿島荘公債費1,475万744円は、鹿島荘改築事業の起債償還金でございます。

147ページは実質収支に関する調書、148、149ページは財産に関する調書と財源内訳等の決算資料、150ページは連合債一覧表でございます。

老人福祉施設等事業特別会計決算の説明は以上でございます。

以上、6会計の決算について主な内容をご説明申し上げます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 続いて、監査委員に監査報告を求めます。

川上監査委員。

〔監査委員（川上雅嗣君）登壇〕

○監査委員（川上雅嗣君） それでは、決算審査報告を申し上げます。

令和2年度の決算審査は、議会選出の中牧監査委員と、私川上の両名で行いましたので、代表して、審査報告を申し上げます。

去る7月8日、広域連合長から審査に付されました、地方自治法第233条第2項の規定による、令和2年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び付属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月15日、16日に広域連合事務局があります北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、令和2年度北アルプス広域連合一般会計、特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また、予算が適正かつ効果的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合などにより、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び付属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また予算・事務事業の執行についても概ね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。

広域連合の各会計の財源については、市町村負担金はその根幹を成しており、このうち、一般会計では、歳入の約76パーセント、17億3,124万円余が市町村からの負担金であります。

構成各市町村では、平成28年度から圏域独自の北アルプス連携自立圏を形成し、少子高

齢化、人口減少社会にあつて、市町村共通の事務事業を効率的に行えるよう、市町村が相互に協力して、移住定住や若者交流などの事業を推進しております。

厳しい財政状況の中で、それぞれに創意工夫による財政運営がされており、広域連合職員においても、市町村財政の負担軽減に配慮し、有利な起債や国、県の補助事業を活用した計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。

まず一般会計では、北アルプス広域葬祭場の管理運営について、平成25年度に指定管理者制度を導入後、第1期5年の指定管理期間が終了し、平成30年度から新たに5年間を期間とする業者選定がなされましたが、指定管理者制度導入前と比較し、利用者へのサービス向上と、経費の節減が図られております。

葬祭場の施設及び機械設備の修繕等にあたっては、点検結果に基づいて計画的に行うとともに、指定管理者による適正な施設の運営管理をお願いする。

次に、一般廃棄物処理施設北アルプスエコパークが平成30年8月に本稼動して3年が経過し、3市村の広域的なごみ処理が行われていますが、令和2年度は白馬リサイクルセンターが建設され、本年4月より稼動となり、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパークを合わせ3ヶ所で一般廃棄物処理基本計画に沿った施設運営が行われており、今後はごみの減量化、再資源化をさらに推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを図るよう努められたい。

次に消防関係では、近年の気象変化に伴い、当地域においても大規模災害の発生が危惧されており、防災力の強化が求められる中、導入から20年余が経過した災害対応特殊はしご付消防自動車を更新されました。

この最新車両をはじめ、既存の車両装備等を効果的に活用し、地域の防災力向上が図られるよう努められたい。また、今後は退職者の増加と定年退職の段階的引き上げが見込まれる中で、職員の計画的な新規採用を引き続き行い、人員の確保に努められたい。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計では、基金運用益を財源とし、構成各市町村が行う祭り・イベントへの補助金交付が主な事業となっているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が中止となり、補助金は交付されませんでした。金利が低い状態が続いていることから、今後は事業内容の見直しや、基金の運用方法についても検討をお願いする。

次に、介護老人保健施設虹の家の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用が控えられたこともあり、入所者数は前年と比較して減少しているが、通所リハビリテーションでは、1日平均の利用者数が前年度比4.4パーセントの増加となっている。

平成29年度に虹の家における具体的な業務改善の方針と、その実施に伴う指導助言を行う「虹の家業務改善委員会」が設置されているが、平成9年に建設された虹の家は、今後、施設や設備の大規模修繕が予想され、その財源や安定的な施設運営が可能となる運営形態について引き続き検討されたい。

次に介護保険事業について、保険料全体の収納率は94.9パーセントで、前年度と同様となっている。また、不納欠損額については388万円余で、うち死亡によるものが143万円余となっている。

今後も保険料負担と給付の公平性を確保する面からも、市町村との連携により、効率的な滞納整理を進められたい。また、保険給付費については、前年度と比較し、1億4023万円余、2.3パーセントの増加となっている。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度にあたり、介護保険法の規定に基づき、新たに令和3年度から令和5年度を期間とする第8期介護保険事業計画が策定されました。

当圏域は、高齢者人口の割合が高いことから、一人暮らしや高齢者のみの世帯への対応として、第8期介護保険事業計画に基づくサービス基盤整備など、地域ぐるみで支援が必要な高齢者を支え、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの定着と推進に向けた介護保険制度の運用に努められたい。

次に、平日夜間救急医療事業特別会計については、平日夜間小児科内科急病センターが新型コロナウイルスの感染拡大により昨年4月から休診しており、前年度と比較して、大幅な利用者の減少となった。

当事業においては、収益を求めることが難しいが、休診期間中の状況や、一次救急としてのニーズを分析し、今後のあり方について、北アルプス平日夜間小児科内科急病センター運営協議会や正副連合長会議等で検討されたい。

最後に、養護老人ホーム鹿島荘・グループホームひだまりの家について、入所者の高齢化が進み、令和2年度は6名の死亡退所があった。また、生活短期宿泊事業については、延べ利用人数で、前年度と比較して497人の減となった。

養護老人ホームである鹿島荘にあたっては、構成市町村や近隣自治体へ措置入所の協力を求めるなど、定員満床に向けた努力を引き続きお願いする。また、専門的な知識と技能を必要とする職場であることから、人員の安定的な確保が課題となっているが、引き続き適正な人員配置が維持できるよう努められたい。

その他詳細につきましては意見書をご覧くださいませようお願いします、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（二條孝夫君） 日程第4の途中ですが、ここで11時25分まで休憩といたします。

11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

それではこれより質疑に入ります。

まず議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第22号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて議案第23号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3点ほど質問したいと思います。

1点目はですね、介護療養費収入が3,100万円ほど減額になっております。この原因と対策について、改めて説明いただきたいと思います。

2点目はですね、基金の繰入金1,202万9,000円がありますが、これについては経常経費に充当したのか、説明ください。

3点目ですが、業務改善委員会の方向性と効果について説明をいただきたいと思います。

以上3点です。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねに順次お答え申し上げます。

最初に、当初予算に比べ介護療養費収入が大きく減少した理由についてのお尋ねにお答えいたします。

令和2年度の介護療養費収入の決算額につきましては、令和2年度当初予算額と比較しますと、3,000万円ほど減額となりました決算額となっております。

減額となりました大きな理由は、先ほど連合長挨拶にもございましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、自宅で介護する方が増加したなどの理由により、4月から12月までの入所施設利用者が、元年と比較いたしますと1,341名と大きく減少いたしました。このことから、虹の家では、利用者の確保に積極的に取り組んだ結果、1月から3月の利用者につきましては、元年度と比較して479名上回る4,837名の方から、ご利用いただいたところでございます。

また、本年4月から6月の施設利用者につきましても、昨年同時期より265名多い4,142名の方からご利用いただいている状況でございます。

続きまして、基金繰入金についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほどもご説明申し上げましたとおり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設利用者が大きく減少いたしました。施設利用者が大きく減少いたしましても、虹の家の施設の配置基準を満たすための職員の配置に伴う人件費や施設の維持管理経費は必要となってまいりますことから、介護収入で不足する財源につきまして基金を取り崩して充当したものでございます。

それから、経営改善の方向性でございますが、令和2年度においては、入所施設の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく減少したことから、通所デイの収益の確保に努めてまいりました。

その結果、通所利用につきましては、昨年同時期を265名上回る4,142名の方からご利用いただいております。また、入所サービスにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入所利用者が減少していたことから、居宅介護支援事業所等へ空床状況等について積極的に情報提供を行った結果、1月から3月の入所利用者は、479名昨年同時期を上回りました。引き続きこのような取り組みを積極的に行い、介護収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） コロナの影響という説明だったのですけれども、昨年度、令和2年度は確かにコロナの影響でという説明がありましたが、今の説明聞きますと、その後、努力をして増加に転じているとか、本年度4月から6月はコロナの環境っていうのは、前年よりかなり厳しくなっているはずなんです、努力の結果、265人プラスになったということがあるんですね、コロナの原因ではなくて、何か努力不足に原因があるんじゃないかという風にも伺えるわけですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

もう1点お願いしたいのは、ここで黒字化の分岐点というのは、入所、通所で何人なるのか、この点について説明いただきたいと思います。

基本的に今の点について、コロナと一言で片付けていいのかどうか、その点の分析結果について、改めてお願いしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

虹の家では、常時ホームページ等で空床状況等をお知らせして取り組んでいるわけですが、なかなか、居宅等にも情報提供等を行っているわけですが、なかなかその成果が見えてこないというような状況ございます。

去年は先ほども申し上げましたとおり、1,300名という大きな人数が減少したというような状況がございましたので、虹の家の職員も本当に必死になってやっていただきました。

引き続きやっていただきました結果、入所者の確保ができたというようなことで、引き続き自分の施設の収入を自分たちが確保するという努力をしていただきたいと思いますと考えております。

それから黒字化の分岐点についてのお尋ねでございます。虹の家の運営に必要な費用は、年間で2億6,000万円程度と考えております。この2億6,000万円を確保するためには、1ヶ月の平均で2,200万円の介護費収入が必要となります。

入所においては、入所者の平均介護度が要介護3以上で、1日46人以上の利用者の確保に努めるとともに、通所においては、1日平均22名程度の量が必要になると考えております。

この利用率を確保するために、引き続き、居宅介護支援事業所等に対して積極的な情報提供などを行って、利用者の確保に努めてまいりたいと考えております。

私から以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 虹の家の業務改善委員会について、監査委員からも財源とか安定的な施設運営等が可能となるような運営形態について検討されたいという指摘があります。

以上の経過の中で、この業務改善委員会、いつ結論が出るのかを含めてですね、どんな評価をしているのか、連合長の説明をいただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 虹の家のあり方については、老人保健施設として運営をしてまいりました。先ほど監査委員の報告にもありましたように、平成29年度からこの改善委員会を設けているわけですが、それ以前の段階から、やはりこのあり方については、大きなテーマではありますが、具体的な検討というのはなかなか進まない状況にあります。

例えば、併設しております形になっております市立大町総合病院におきましても、やはり今、病院再建が急務でありますので、現在では相当部分を、いわゆる委託、全体すれば部分委託、相当の部分を委託しているわけですが、これを例えば指定管理制度に付するとか、ある

いは移管するなどのことについては、机上では考えられますが、それを実現するのはやはり、それを引き受ける相手側の事情もありますので、これは慎重かつきちんとしたテーマとして継続的な検討に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて議案第24号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3点ほど伺いたいと思います。

1点目はですね、保険者機能交付金、84ページですけども、1,338万7,000円があります。説明ではインセンティブ交付金という説明があったわけですが、これが充当された事業というのは何なのか、それからインセンティブ交付金の性格について、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

2点目ですね、保険給付費が63億余、それから地域支援事業が3億6,900万余あるわけですけども、この金額の事業費というのは、介護保険事業計画との比較ではどのような結果になっているのか、説明いただきたいと思います。

それから、今後の課題についてですけども、説明の中で高齢者の社会参加の場として新たな生活支援サービスをやっていききたいという説明がありましたが、具体的にはどんなことを想定しているのか、詳しく説明いただきたいと思います。

もう1点目は、小規模多機能型居宅介護事業所を北部に1ヶ所設けるという方針を示されていますけども、今までの経過とこの事業の今後の見通しについて説明ください。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねに順次お答えいたします。

まず保険者機能強化推進交付金でございます。

保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた保険者の取り組み等に関わる自治体への財政インセンティブとして、平成29年度に創設され、補助金の活用では地域における高齢者の自立支援及び重度化防止等にかかる取り組みに関する業務への充当が可能となっております。当広域連合では、当年度の地域支援事業費に充当しています。これにより、地域支援事業費の第1号介護保険料に余剰が生じた場合に基金に積み立て、翌年度に生活支援体制整備として、市町村に委託をし、事業を実施しております。

算定方法につきましては、各市町村の被保険者数の規模により、配分の基準が決定され、これに介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取り組み等の達成状況に対し設定されている評価指標に基づいて、点数化された点数に応じ、交付金の交付がされております。

続きまして、保険給付費と実績と事業計画との比較についてのご質問でございます。

初めに、保険給付費の令和2年度決算額は、63億1,232万2,000円となりましたが、第7期計画における推計値では、65億1,384万3,000円となっており、見込みよりも3パーセントほど小さい実績となりました。

計画額を下回った主な要因の一つとして、令和2年度に小規模多機能型居宅介護を1ヶ所整備する予定でしたが、応募がなかったため、整備が叶わなかった状況がございます。この整備予定も含め給付費を推計しているため、推計値を下回った状況がございます。

地域支援事業費につきましては、令和2年度決算額は、3億6,927万9,000円となりましたが、推計値では、3億9,881万2,000円を見込んでおり、7.5パーセントほど小さい実績となりました。

これにつきましては、平成29年度より開始となった介護予防日常生活支援総合事業の見込みにおいて、訪問型サービスでは、事業所の利用回数などを最大値として見込みましたが、実績はこれよりも少なかったことなどが原因と考えております。

また、令和2年度は、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、前年度と比較して、利用件数が全体で14パーセントほど減少しております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、利用を控えるなどの影響と推測しております。

また、保険給付費・地域支援事業費ともに、共通している部分として、第7期計画期間中の要支援・要介護の認定者が、見込みより伸びなかったという状況がございます。これにつきましては、市町村や地域包括支援センターでの介護予防や自立支援といった、サービスに係る取り組みの充実などが理由と考えられ、サービスにかかる費用も、見込みより小さくなったものと考えております。

それから、小規模多機能型居宅介護につきましては、北部地域で8期に予定をしております。現在取り組みたいというようなご相談も北部地域の事業者から受けている状況でございます。状況等を確認し、助言をする中で、計画書の提出をお願いしていきたいと考えております。

それから、新たな日常生活支援サービスの具体的なものはどんなものがあるかのご質問でございますが、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加に対応し、地域サロンを開催、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な方に対し、生活支援・介護予防サービスを充実させるために、新たな取り組みを行っていききたいと考えております。

私から以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に、質疑はありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて議案第25号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） 1点お伺いします。救急医療を令和2年4月20日から休止していると

ということで、令和元年度は計算しますと169人ですか、利用があつて、2年度は休診したので2名ということでしたけれども、需要が無くなったわけじゃなくて、それらの皆さんはどのように対応されているのでしょうか。わかったらお聞かせください。

○議長（二條孝夫君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年の4月20日から急病センター休診しておりますけども、留守番電話の案内では、#8000番、それからかかりつけ医にご相談くださいというご案内をしております。

ですので、問い合わせいただいた方につきましては、かかりつけ医、もしくは管内の市立大町総合病院、あづみ病院の方に、時間外の受診をされているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） ということは、この大町病院やあづみ総合病院で対応しているということは、この平日夜間救急という制度そのものが、ちょっとよく私も初めてでわからないのですが、必要な制度として成り立っているということなののでしょうか。

他の病院でね、緊急医療、救急としてやっているとすれば、今後どういうことなんだろう。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 質問にお答えいたします。

やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、急病センター、それから各病院ともに時間外の患者数も減ってきているというふうに聞いております。これが新型コロナウイルス感染症によるものだけなのかということも、それのほかに原因があるのかということも、今後も検討していきたいというふうに考えております。

検討につきましては、急病センターの運営協議会等を、これから開催を予定しておりますので、その中でも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） コロナ禍の中でなかなか利用が進まないと、しかしこの事業はこの地域にとって大事な事業だというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 質問にお答えいたします。

一次救急については、やはりこの地域でも必要な事業だというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて議案第26号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 監査委員の指摘で人員の安定的な確保が課題だという指摘がありますけれども、この指摘された課題についてどのような問題意識があり、今後の解決をどのように考えているのか説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） それではただいまのご質問についてお答えをいたします。

監査委員のご指摘とおりでですね、令和元年度と比較いたしまして、人員が減少しているというのは事実でございます。

措置入所者につきましても、実際、ここの7月、8月あたりですか、1名減っているか、定数割れの49人というようなことになっております。

また、短期の入所者につきましても、増える増えないっていうのは、入るときも多くあれば、少ない時もあるということで、今、短期は1人だけでございます。

私が所長になる前の昨年度あたりは多いときで、1日5人とか、そんな時もあったというように伺っております。このままでいいというわけではありませんので、特にですね、この措置入所者の1名減というか足りない分につきましては、当然この圏域の大北の他の市町村の担当者の方にも照会をかけておりますし、また中信地区ですね、松本市、安曇野市さんの方にも照会かけておまして、実際に松本市さんにおかれましては3名、安曇野市さんからは1名の方が措置入所されておりますので、今後につきましても広範囲な対応で、安定的な入所を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

お諮りいたします。この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

以上の6議案の審査は、配布してあります付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

日程第4の途中であります、ここで昼食のため、1時丁度、1時丁度まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

議案第27号「財産の取得について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（山本智通君）登壇〕

○消防長（山本智通君） ただいま議題となりました議案第27号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定、並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例、及び大町市議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産取得の場合

合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案するものであります。

お配りしてあります議案説明資料も併せてご覧ください。

現在、北部消防署に配備の車両は、平成22年度に導入したものであり、10年が経過して走行距離も29万キロを超え、車体本体はもとより搭載されている医療機器の性能低下や部品交換に苦慮していたことから、今回更新するものであります。

取得物件は、高規格救急自動車1台であります。

この車両は、高度救命資機材を搭載しており、傷病者に適切な救命処置が行えるとともに、高度な救急処置にも威力を発揮する車両であります。

契約方法は、指名競争入札として2者を指名し、6月22日に入札を行いました。

その結果、3,285万4,850円で、松本日産自動車株式会社岡谷店と同日付で仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務常任委員会に付託をします。

次に議案第28号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第28号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度決算に伴う繰越金の確定、市町村負担金の精算及びごみ処理広域化推進費等の環境衛生費の補正が主なものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ72万5,000円を減額し、総額を21億9,024万1,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金2,654万4,000円の減は、ごみ処理広域化推進費負担金で事業費の減によるものでございます。

款6項2目1、ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金285万6,000円の減は、同じくごみ処理広域化推進事業費の減により、市町村負担金の平準化を行うためのふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金を減額するものでございます。

款7、繰越金2,857万5,000円の増は、令和2年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

款10、寄付金10万円の増は、消防費寄付金で救命救急活動への感謝として住民の方からいただきました寄付金でございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2項1目1、一般管理費322万2,000円の増及び目算情報化推進費93万3,000円の増は、節22償還金利息及び割引料において、令和2年度決算額の確定により、市町村負担金を令和3年度において精算するものでございます。

款4項1目2、ごみ処理広域化推進費2、879万7,000円の減の主なものは、節12委託料では、白馬山麓清掃センター解体撤去工事施工管理業務及び白馬リサイクルプラザ実施設計業務と、節14工事請負費では、白馬山麓清掃センター解体撤去工事の入札に基づく減額でございます。

目3、廃棄物処理費1、129万7,000円の増の主なものは、節10需用費の消耗品では、消石灰・活性炭混合品、尿素水など、プラント薬品の購入単価の決定と見込み数量に基づく減額と、プラント消耗品費から修繕費への付け替え分で800万円を減額するもの。修繕料では、ごみクレーン、トルクモーター、尿素水噴射ノズル、プラント用水ポンプ等の修繕として970万円を増額するもの。節12委託料では、環境測定業務等の事業費の決定に基づき、減額を行うものでございます。

目4、リサイクル推進費238万円の増は、市町村負担金の精算によるものでございます。

款5、消防費は、寄付金を特定財源として充当するもの。

款8、予備費1、024万円の増は、歳入歳出の調整でございます。

12ページは、今回の補正に伴います市町村負担金一覧表、13ページは市町村負担金精算額、過年度償還金の明細となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、総務常任委員会に付託をいたします。

続いて議案第29号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第29号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度決算の確定に伴う繰越金の補正、また、基金繰入金及び一般会計繰出金の減額によるものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ275万1,000円を減額し、総額を5,955万4,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1、ふるさと市町村圏基金繰入金285万6,000円の減は、一般会計の繰出金の減額に伴うものでございます。

款3、繰越金10万5,000円の増は、令和2年度決算の確定に伴う繰越金の増でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、活動事業費、節27繰出金285万6,000円の減は、一般会計繰出金で、一般会計における歳出、ごみ処理広域化推進費の減に伴い、市町村負担金の平準化のた

めに充てる繰出金を減額するものでございます。

款2 予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託をいたします。

続いて議案第30号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第30号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万3,000円を追加し、総額を3億2,003万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、令和2年度の決算額の確定に伴う令和3年度の繰越金予算の増額でございます。

8ページ、9ページの歳入予算をご覧ください。

款1項3目1、節2 滞納繰越分施設利用料につきましては、令和2年度において、施設利用料に未納額がなかったことから、滞納繰越分施設利用料を減額するものでございます。

款2項1目1、繰越金は令和2年度の決算額の確定に伴い、令和3年度の繰越金予算額を、13万4,000円増額するものでございます。

10ページ、11ページからの歳出をご覧ください。

款1項1目1、介護老人保健施設事業費、節11 役務費でございますが、施設内で不要となりましたマットレス等を処分するための手数料を増額するものでございます。

款2項1目1、予備費は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、福祉常任委員会に付託します。

続いて議案第31号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第31号「令和3年度北アルプス広域

連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度介護保険事業特別会計の決算の確定に伴い、繰越金の増額補正、令和2年度の市町村負担金の精算に伴う返還金の補正が主な内容でございます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,428万9,000円を追加し、総額をそれぞれ71億7,530万5,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款8、繰入金でございますが、令和2年度に翌年度返還分として積み立てた市町村負担金を繰り入れるものでございます。

款9、繰越金につきましては、前年度会計から繰り越された繰越金の確定に伴う補正でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款3、基金積立金につきましては、前年度繰越金のうち、保険料分について積み立てをするものでございます。

款5、諸支出金でございますが、前年度において過大交付となりました市町村負担金を返還するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、福祉常任委員会に付託をします。

続いて、議案第32号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第32号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では令和2年度決算の確定に伴う繰越金の増、歳出では市町村負担金過年度償還金の増が主なものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万5,000円を追加し、総額を131万8,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款3項1目1、繰越金79万5,000円の増は、令和2年度決算の確定に伴う繰越金の補正でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、診療管理費79万5,000円の増の主なものは、節1報酬では、急病センターの今後の運営方針を協議するための委員報酬、節22償還金利子及び割引料では、令和2年度決算の確定に伴う市町村負担金の過年度償還金でございます。

12ページは、市町村負担金精算額の明細となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて議案第33号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第33号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では決算の確定に伴う繰越金の増額、歳出では市町村負担金過年度償還金の計上が主な内容でございます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,046万円を追加し、総額を2億1,633万7,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

令和2年度決算に伴い、款4項1目1、鹿島荘繰越金を926万3,000円増額し、目2、ひだまりの家繰越金を119万7,000円増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費610万6,000円の増は、市町村負担金過年度償還金が主な内容でございます。

項2目1、ひだまりの家管理費41万8,000円の増は、床暖房用ボイラーの取替修繕でございます。

款3、予備費は歳入歳出の調整によるものでございます。

12ページには、市町村負担金精算額の明細となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

北アルプス広域連合 令和3年8月定例会会議録（2日目）

令和3年 8月18日
開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。
ただいまから、令和3年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。
本日の出席議員は、17名であります。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
なお、欠席・遅参等については、事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。
10番服部久子議員は、体調不良のため本日の会議を欠席いたします。
以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 続いて、理事者等の欠席遅参等については、事務局長の報告を求めます。
事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。
連合長、副連合長は全員出席しております。
以上でございます。

○事務局長（戸谷靖君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。
議案第21号について、各常任委員長の報告を求めます。
はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。
総務常任委員長。

〔総務常任委員長（平林寛也君）登壇〕

○総務常任委員長（平林寛也君） 皆さんおはようございます。
総務常任委員会に付託されました議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、企画費について、先進地視察の内容についての質疑があり、行政側からは、視察した秩父市は秩父定住自立圏という枠組みの中で、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の円滑な運営や、県からの技術職員の派遣の受け入れを行っており、取り組み内容や実施体制について視察を行った。

また、森林経営管理制度促進事業について、大北森林組合との関連性の質疑があり、行政側からは、特定の事業者に止まらず、林業振興を念頭に、連携自立圏の中で取り組んでいくとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（矢口新平君）登壇〕

○福祉常任委員長（矢口新平君） おはようございます。

福祉常任委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出の決算の認定について」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第21号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。賛成ですか、反対ですか。

〔5番（大和幸久君）登壇〕

○5番（大和幸久君） 議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

反対する主な理由は、本会議の広域連合長開会あいさつ等で、地方行政の動きについて言及し、国の第32次地方制度調査会の答申を受け、2040年頃顕在化する人口減少、高齢化などの人口構造の変化やリスクに対応し、持続的に行政サービスを提供していくために、地方公共団体の多様な広域連携を推進するとしており、広域連合も安心して住み続ける圏域の実現を目指し、取り組みを進めていくとしている点について、容認ができないからであります。

2年前、安倍内閣総理大臣から、2040構想における、地方自治体制度再編のための法制度を提案することを最優先課題に諮問された第32次地制調は、昨年の2020年6月に、2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申を安倍首相に提出しました。

この答申では、第1に地方行政のデジタル化、次に公共市の連携、地方公共団体の広域連携、最後に、地方議会が挙げられております。

そもそも、この2040構想は、総務省の自治体戦略2040構想研究会が、急速な人口減少の中、高齢化率がピークに達する2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機に備えて、地方自治体のあり方を根底から改変しようとする地方自治制度の再編構想であります。

この危機に対応することができる新たな自治体行政の考え方として提案された第二次報告書では、1として、スマート自治体への転換、これはすなわち社会全体のデジタル化であるSociety 5.0で、国、地方を通じた行政のデジタル化を図り、デジタルガバメントの実現により、国への集権化を図るというものであります。

2点目は、公・共・私のベストミックスすなわち公的サービスの産業化であります。自治体

行政を企業の儲けの対象にするというものであります。

3点目は、圏域マネジメントと、2層制の柔軟化、すなわち、市町村合併の推進と、広域化へつなげるというものであります。

この2040構想が、法制度として実行された暁には、圏域内の周辺町村は、中心市の内部団体に近いものになり、圏域外の小規模町村は、県との関係では特例的団体に近いものとなり、県、市町村からなる、2層制はスポンジ化して、その先は広域市町村合併、道州制へと繋がるものとなってしまいます。

そしてこのような再編と並行して、半減した自治体職員はシェアリングエコノミー化された公的サービスを担う、プラットフォームフォーマーを呼び寄せることが仕事となってしまいます。そして、なお残る公的サービスは、AIやロボット技術が対応することとなり、その部分はICT産業が自主的に担うこととなってしまいます。

このような自治体、地方自治の再編構想で、地方地域の持続可能な再生を望むことは不可能ということは明白であります。

総務省は、平成の大合併の問題点として、1番、周辺部の市町村の活力の喪失、2番、住民の声が届きにくくなっていること、3番、住民サービスの低下、4番、旧市町村地域の伝統文化、歴史的な地名などの喪失を挙げております。

これは市町村合併が、住民自治を拡充したり、地方の財政的自立を確立したりすることには繋がらないことを、総務省自身が自ら認めたことになりましたが、同じような失敗を繰り返せば、地方は再生不可能となってしまいます。

日本国憲法の92条では、地方自治の本旨という言葉で、地方自治の基本原則を定めております。憲法が地方自治に関する規定を置いているのは、日本の政治構造分権化し、民主化することで、住民の基本的人権を守る自治体が、国の暴走の歯止めとなり、日本が二度と侵略戦争などを起こすことがないようにするためのものであります。

地方自治の原理は、日本国憲法が寄って立つ原理である国民主権の原理を地方において実現するとともに、基本的人権の尊重や平和心情、国民が住民の立場において実現することができる、最も身近な場である自治体の存在を保障する、守るものであります。

地方自治の保障とは、地方自治体が国から独立して判断した内容については、国も一定の範囲では手を出せないものであり、公共的事務の内実には住民が決めていくものであり、それが住民自治であり、地方自治の保障として侵してはならないという意味で、自治権と呼ばれているのであります。

このような地方自治や、住民の基本的権利をないがしろにするような大企業財界の意向に沿った地方自治の再編・縮小構想では、地方が滅びてしまいかねません。

国ではなく、地方住民の要望を酌み取り、安心して住み続けられる地方自治体行政の拡充発展に力を尽くすことこそが、地権者である住民が求めている地方自治ではないでしょうか。

住民の暮らし優先の立場に立った地方行政の推進を強く求めて、討論を終わりたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 他に討論はありませんか。

北村利幸議員。

〔17番（北村利幸君）登壇〕

○17番（北村利幸君） おはようございます。

議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」私は賛成する立場から討論いたします。

一般会計における決算の主なものは、葬祭場の運営、ごみ処理広域化の推進、廃棄物処理、消防救急体制の充実など、住民の安心安全に繋がる地域づくりに関する事業が行われ、決算となったものであります。

中でも、ごみ処理広域化推進費では、白馬リサイクルセンター建設工事などの事業が着実に実施され、循環型社会の形成に向け、地域住民のご理解を経ながら進めてまいりました。

また、常備消防費では、老朽化した災害対応特殊はしご付消防自動車を更新し、火災のほか、様々な自然災害から当地域を守る備えを整えました。

こうしたことから、令和2年度一般会計の決算は、認定すべきものと判断いたします。

今後とも、広域連合の事業が当圏域住民の福祉向上に寄与することを期待し、賛成討論とさせていただきます。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第21号を各常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第21号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各常任委員長報告のとおり、認定されました。

次に議案第22号及び議案第25号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（平林寛也君）〕

○総務常任委員長（平林寛也君） 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第22号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第25号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

審査中、報酬、旅費は、診察を行った16日間の支払かとの質疑があり、行政側からは、医師については16日間の報酬であるが、看護師、医療事務については、会計年度任用職員であり、救急センターの再開を検討していたため、休業手当が含まれているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第22号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第25号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

議案第22号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第22号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告どおり認定されました。

次に議案第25号について、総務常任委員長の報告どおり原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって議案第25号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告通り認定されました。

次に議案第23号、議案第24号及び議案第26号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(矢口新平君)登壇]

○福祉常任委員長(矢口新平君) 報告します。

当委員会に付託されました議案第23号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出の決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、感染防護服は使い捨てなのか、また、どのような方法で処理をしているのかとの質問がありました。行政側から、感染防護服は使い捨てではなく、予備を用意して洗濯をして使用しているが、マスク等の消耗品は使い捨てのものを使用している。防護服は39名分購入し、購入費用は60万円程度となっているという答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

また、次に、当委員会に付託されました議案第24号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

次に、当委員会に付託されました議案第26号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、鹿島荘の入居者が高齢化している中で、見守りが必要な入居者が増えて

いると思うが、支援員の人数は充足しているのかとの質問があり、行政側から、現在、会計年度任用職員が2名不足していることから、ハローワークへお願いをして、不足している会計年度任用職員の確保を努めているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第23号について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第24号について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第26号について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず議案第23号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第23号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第24号について、福祉常任委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第24号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり、認定されました。

次に議案第26号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第26号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第27号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（平林寛也君）登壇〕

○総務常任委員長（平林寛也君） 当委員会に付託されました議案第27号「財産の取得について」の審査の概要を報告いたします。

審査中、予定価格の決定経過についての質疑があり、行政側からは、高規格救急車につい

ては、車両と装備されている医療機器から成り立っており、車両については自動車メーカー、医療機器については医療機器メーカーもしくは販売代理店等から、参考価格を聴取し算定を行っている。また、近年行った救急車の入札結果も参考にしながら、予定価格を決定しているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第27号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第27号「財産の取得について」は、総務常任委員長報告のとおり、可決されました。

次に議案第28号、議案第29号及び議案第32号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（平林寛也君）登壇〕

○総務常任委員長（平林寛也君） 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第28号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」について審査の概要を報告いたします。

審査中、廃棄物処理費の需用費では消耗品費800万円の減額と、修繕料970万円の増額についての質疑があり、行政側からは、プラント薬品について、当初予算で2,000万円を計上していたが、見積もりにより契約単価が決まったこと。昨年度の実績に基づき、数量の見込みが立ったことにより、500万円を減額するものである。修繕料970万円の増は、修繕用備品を消耗品費に計上していたが、修繕料に付替えを行うもの。また、ごみクレーンのトルクモーターの修繕は、本年2月の定期点検では異常がなかったが、最近操作時に異音が発生し、点検の結果、取替修繕が必要となったことによるものであるとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」についての審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正

予算（第1号）」についての審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第28号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第29号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第32号について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず議案第28号を総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第28号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」は総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号を総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第29号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」は総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号を総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第32号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」は総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第30号、議案第31号及び議案第33号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（矢口新平君）登壇〕

○福祉常任委員長（矢口新平君） 当委員会に付託されました議案3つを順次発表いたします。

議案第30号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

次に、当委員会に付託されました議案第31号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

最後に、当委員会に付託されました議案第33号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第30号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第31号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第33号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず議案第30号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第30号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第31号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第33号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本8月定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

8月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、令和2年度決算及び令和3年度補正予算など13議案につきまして、昨日、本日で2日間にわたり、本会議並びに常任委員会を通じ、慎重なご審議をいただき、原案どおりご承認ご議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言は、今後の広域行政に十分反映させてまいり所存でございます。

本定例会冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、本年度実施しております白馬山麓清掃センター解体撤去工事につきましては、現在、内部の洗浄を終え、本格的な解体に向け、準備に取り組んでいるところでございます。今後、円滑に解体撤去が進みますよう、工事の進捗を図ってまいります。

また、介護保険につきましては、管内市町村や事業者との連携を一層強化し、高齢者の皆様の様々な生活上の課題の解決が図られますよう、本年4月よりスタートしました第8期介護保険事業計画を着実に推進してまいります。

結びに、間もなく市町村議会9月定例会を迎えますが、議員各位におかれましては、十分健康にご留意いただき、広域行政発展のため、また圏域住民の福祉向上のため、一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、公務ご多忙のところご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

これにて令和3年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

令和3年8月18日

議会議長

6番

7番